

令和 7 年

第 3 回赤穂市教育委員会提出議案参考資料

赤穂市教育委員会

令和 7 年第 3 回赤穂市教育委員会提出議案参考資料

- 資料 1 赤穂市学校運営協議会規則の一部を改正する規則新旧対照表
- 資料 2 赤穂市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則新旧対照表
- 資料 3 赤穂市教育委員会会議規則の一部を改正する規則新旧対照表

赤穂市学校運営協議会規則の一部を改正する規則新旧対照表

現 行 規 則		改 正 規 則
赤穂市学校運営協議会規則		赤穂市立学校園における学校運営協議会の設置等に関する規則
(協議会の目的)		(協議会の目的)
第2条 協議会は、 <u>学校運営</u>		第2条 協議会は、赤穂市立小学校及び中学校の設置及び管理に関する条例（昭和39年赤穂市条例第31号）第2条に規定する学校及び赤穂市立幼稚園の設置及び管理に関する赤穂市条例（昭和39年赤穂市条例第32号）第2条に規定する幼稚園（以下「 <u>学校園</u> 」という。）の運営に関して、赤穂市教育委員会（以下「 <u>教育委員会</u> 」という。）並びに校長及び園長（以下「 <u>校園長</u> 」という。）の権限と責任の下、地域の特色を生かし、協議会を設置する <u>学校</u> （以下「 <u>対象学校園</u> 」という。）に在籍する <u>児童又は生徒</u> の保護者、 <u>対象学校園の所在する地域の住民</u> （以下「 <u>地域住民等</u> 」という。）の学校運営への参画と協働を進めることにより、 <u>学校</u> と <u>地域住民等</u> との双方方向の信頼関係を深め、子どもたちの豊かな学びと育ちを創造することを目的とする。
(設置)		(設置)
第3条 教育委員会は、赤穂市立小学校及び中学校の設置及び管理に関する条例（昭和39年赤穂市条例第31号）第2条に規定する学校に、 <u>当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し協議する機関として、協議会を設置する</u> 。		第3条 教育委員会は、 <u>学校園に、当該学校園の運営及び当該運営への必要な支援に関し協議する機関として、協議会を設置するものとする。</u>
2 教育委員会は、前項の設置を行うときは、設置をしようとする <u>学校の校長</u> 及び <u>地域の住民等の意向を踏まえ、設置を行うものとする。</u>		2 教育委員会は、前項の設置を行うときは、設置をしようとする <u>学校園の校園長及び地域の住民等の意向を踏まえ、設置を行うものとする。</u>
3 第1項の規定により協議会を設置した <u>学校</u> （以下「 <u>対象学校</u> 」という。）を、赤穂市コミュニティ・スクールと呼称する。 (基本的な方針等の承認)		3 第1項の規定により協議会を設置した <u>学校園</u> を、赤穂市コミュニティ・スクールと呼称する。 (基本的な方針等の承認)
第4条 <u>対象学校の校長</u> は、次の各号に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。		第4条 <u>対象学校園の校園長</u> は、次の各号に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。
(1) } 略		(1) } 略
(2) }		(2) }

下線は改正部分を示す。

(3) <u>学校</u> 行事の計画に関すること。 2 <u>対象学校の校長</u> は、前項の規定により承認を得た基本的な方針に沿って、<u>学校運営</u> <u>を行うものとする。</u> (運営等に関する協議の結果に関する情報の提供) 第5条 協議会は、前条第1項に規定する基本的な方針に基づく<u>対象学校の運営</u> 及び当該運営への必要な支援に関し、<u>対象学校の所在する地域住民</u>、<u>対象学校に</u> 在籍する<u>児童又は生徒</u> の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに<u>対象学校と</u> これらの者の連携及び協力の推進に資するため、<u>対象学校の運営</u> 及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。 (運営等についての意見) 第6条 協議会は、<u>対象学校</u> の運営に関する事項 (次項に規定する事項 を除く。) について、教育委員会又は<u>対象学校</u> の<u>校長</u> に対して、意見を述べることができる。 2 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。 (1) <u>対象学校の職員の採用</u> (委員) 第7条 協議会の委員は15名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。 (1) <u>対象学校の所在する地域の住民</u> (2) <u>対象学校</u> に在籍する<u>児童又は生徒</u> の保護者 (3) <u>対象学校</u> の<u>校長</u> と教職員 (4) 社会教育法 (昭和24年法律第207号) 第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進委員その他の<u>対象の学校の運営</u>に資する活動を行う者 (5) 略 2 <u>対象学校</u> の<u>校長</u> は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。 3 } 略 4 } 5 <u>委員は、無報酬とする。</u> (守秘義務等) 第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする	(3) <u>学校園行事</u>の計画に関すること。 2 <u>対象学校園の校園長</u>は、前項の規定により承認を得た基本的な方針に沿って、<u>学校園運営</u> <u>を行うものとする。</u> (運営等に関する協議の結果に関する情報の提供) 第5条 協議会は、前条第1項に規定する基本的な方針に基づく<u>対象学校園の運営</u>及び当該運営への必要な支援に関し、<u>地域住民等</u>、<u>対象学校園に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者</u>その他の関係者の理解を深めるとともに<u>対象学校園と</u>これらの者の連携及び協力の推進に資するため、<u>対象学校園の運営</u>及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。 (運営等についての意見) 第6条 協議会は、<u>対象学校園の運営</u>に関する事項 (職員の採用に関する事項を除く。) について、教育委員会又は<u>対象学校園の校園長</u>に対して、意見を述べることができる。 ―― ―― (委員) 第7条 協議会の委員は15名以内とし、次に 掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。 (1) <u>地域住民等</u> (2) <u>対象学校園に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者</u> (3) <u>対象学校園の校園長と教職員</u> (4) 社会教育法 (昭和24年法律第207号) 第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進委員その他の<u>対象学校園の運営</u>に資する活動を行う者 (5) 略 2 <u>対象学校園の校園長</u>は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。 3 } 略 4 } 5 <u>委員は、無報酬とする。</u> (守秘義務等) 第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする
---	--

る。	る。
2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。	2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
(1) } 略 (2)	(1) } 略 (2)
(3) 協議会及び <u>対象学校園</u> の運営に支障をきたす言動を行うこと。 (会議)	(3) 協議会及び <u>対象学校</u> の運営に支障をきたす言動を行うこと。 (会議)
第11条 会長は、 <u>対象学校園の校園長</u> と協議のうえ、協議会の会議を招集する。	第11条 会長は、 <u>対象学校の校長</u> と協議のうえ、協議会の会議を招集する。
2	2
～ 略	～ 略
4	4
5 会長は、必要があるときは、 <u>対象学校園の校園長</u> に報告及び説明を求めることができる。 6 <u>対象学校園の校園長</u> は、関係職員を会議に出席させることができる。	5 会長は、必要があるときは、 <u>対象学校の校長</u> に報告及び説明を求めることができる。 6 <u>対象学校の校長</u> は、関係職員を会議に出席させることができる。
7 会長は、会議の会議録を作成し、 <u>対象学校園</u> に5年間保管しなければならない。 (指導及び助言)	7 会長は、会議の会議録を作成し、 <u>対象学校</u> に5年間保管しなければならない。 (指導及び助言)
第13条 教育委員会は、協議会の運営状況についての確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うことができる。	第13条 教育委員会は、協議会の運営状況についての確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うことができる。
2 教育委員会及び <u>対象学校園の校園長</u> は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。 (適正な運営の確保)	2 教育委員会及び <u>対象学校の校長</u> は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。 (適正な運営の確保)
第14条 教育委員会は、前条による指導及び助言にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。	第14条 教育委員会は、前条による指導及び助言にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。
(1) } 略 (2)	(1) } 略 (2)
(3) その他、 <u>学校園</u> の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合。 (委員の解任)	(3) その他、 <u>学校</u> の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合。 (委員の解任)
第15条 教育委員会は、本人から辞任の申し出があつたときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。	第15条 教育委員会は、本人から辞任の申し出があつたときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

(1) 〃 略 (3) 2 <u>対象学校の校長</u> は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。 (評価) 第16条 協議会は、<u>対象学校</u> の運営状況等について、毎年度1回以上評価を行うものとする。 (庶務) 第17条 協議会の庶務は、<u>対象学校</u> において処理する。	(1) 〃 略 (3) 2 <u>対象学校の校園長</u> は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。 (評価) 第16条 協議会は、<u>対象学校の校園</u> の運営状況等について、毎年度1回以上評価を行うものとする。 (庶務) 第17条 協議会の庶務は、<u>対象学校の校園</u> において処理する。
---	--

赤穂市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則新旧対照表

下線は改正部分を示す。

現 行 規 則	改 正 規 則
第2条 規則又は規程は、委員会の会議において議決をした日から起算して、7日以内に公布するものとする。	第2条 規則又は規程は、委員会の会議において議決をした日から起算して、7日以内に公布するものとする。
2 略	2 略
3 規則又は規程の公布は、 <u> </u> 市揭示場に掲示して、これを行う。	3 規則又は規程の公布は、市ホームページに掲載し、又は市揭示場に掲示して、これを行う。

赤穂市教育委員会会議規則の一部を改正する規則新旧対照表

下線は改正部分を示す。

現 行 規 則	改 正 規 則
第4条 前条第1項の告示は、 行う。	第4条 前条第1項の告示は、 <u>市のホームページに掲載し、又は市庁舎の掲示場に掲示して</u> 行う。